#### 平成29年9月小郡市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成29年9月11日(月) 午後2時 開会
- 2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
- 3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
      - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
      - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)
      - 議案第5号 農村地域工業等導入実施計画(小郡市福童地区)に関する意見について
      - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
      - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4. 会議に出席した委員(19名)

1番	草場	學	2番	後藤	感二
3番	中村	洋子	4番	平山	政之
5番	重松	淳一	6番	山田	武二
7番	坂田	俊博 (欠席)	8番	髙松	昭夫
9番	能塚	美鶴	10番	田中	浩
11番	熊手	久雄	12番	寺﨑	昇
13番	井手	博幸	14番	白水	隆資 (欠席)
(15番	欠	員)	16番	武下	博俊
17番	藤井	豊志	18番	寺﨑	廣喜
19番	永利	昇	20番	柳 ブ	文子 (欠席)
21番	永利	春雄	22番	草場	小夜子
23番	久光	悟			

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

- ○会長 総会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。
  - 9月に入り、朝夕は幾分涼しくなって秋のけはいを感じる季節となりました。
  - 8月29日には福岡県農業会議朝倉支部会議が開催され、秋の農作業賃金の改定協議を行いました。農作業賃金の改定表につきましては皆様のお手元に配布しております。総会終了後事務局の方から説明を行っていただきますのでよろしくお願いします。

さて、本日は大変お忙しい中、小郡市農業委員会定例総会にご参集頂き厚くお礼申しあげます。議案 5件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は19名で委員定足数に達しております。 なお、坂田委員、白水委員、栁委員より欠席届が出ています。よって、 平成29年9月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので 開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願い致します。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、11番 熊手 久雄 委員、13番 井手 博幸 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~~ () ~~~~~~

- ○議長 これより日程第2議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3 条の規定による許可申請について1件 を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- ○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は干潟地内の農地3筆です。 経営規模拡大のため贈与されるものです。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、 技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問 題はないと思われます。

なお、先月開催しました立石地区会議に於いても了承を頂いておりま す。以上で説明を終わります。

- ○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、 事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から 事前審査の結果のご報告をお願いいたします。
- ○第1分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。
- ○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。 何かありませんか。

### (質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

#### (全員举手)

- ○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。
- ○議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- ○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。議案第2号 農地 法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明し ます。

番号1は、山隈地内の田6筆です。農地改良を行うために申請があったものです。

## (図面で場所の説明)

当該申請地は、農振農用地に該当しますが、農地改良工事を平成 29 年 12 月 20 日まで行う一時転用ですので、立地基準及び一般基準ともに 問題はないものと思われます。

次に番号2は、山隈地内の畑1筆です。農家住宅及び農業用倉庫建築 のために申請があったものです。

# (図面で場所の説明)

当該申請地は、甘木鉄道の今隈駅から、概ね500メートル以内の区域になるので第2種農地に該当し、代替地検討もなされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に3ページから4ページの番号3は、大板井地内の田15筆です。 太陽光発電施設を設置するため申請があったものです。

#### (図面で場所の説明)

当該農地は農振農用地に該当しますが、支柱を立てて営農を継続する

太陽光発電施設で3年間の一時転用の場合は、例外規定に該当することから問題ないと思われます。

なお、番号1から番号3につきましては、先月開催しました地区会議 において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

- ○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、 事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から 事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。
- ○第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、番号3については農作物の収量をしっかり確認するとしたうえで番号1から番号3まで承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。
- ○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。 何かありませんか。
- ○委員 干潟の支柱を立てて営農を継続する太陽光発電施設は8割の収量 が必要という事であったが、番号3はどうなっているのでしょうか。
- ○事務局 飼料用作物で通常 2 トンの内、8 割の 1.6 トンの収量が必要となっています。
- ○委員 1.6 トン収穫できなかった場合はどうなるのか。どこかでやっているなら納得できるが、今回申請がはじめてということである。
- ○委員 飼料用作物は小郡市として初めての事例になる。太陽光発電施設ありきではないか。収量を検証する伝票はどれだけでもできる。
- ○委員 議案第2号は番号ごとに分けて議決をお願いしたい。
- ○議長 それでは議案第2号番号1について、原案のとおり決定することに 賛成の委員は挙手をお願いします。

# (全員举手)

- ○議長 全員賛成でございますので、議案第2号番号1は原案どおり許可相 当とし、意見書をつけ県に進達いたします。
- ○議長 次に議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成 の委員は挙手をお願いします。

## (全員举手)

- ○議長 全員賛成でございますので、議案第2号番号2は原案どおり許可相 当とし、意見書をつけ県に進達いたします。
- ○議長 次に議案第2号番号3について、原案のとおり決定することに賛成 の委員は挙手をお願いします。

#### (賛成多数)

- ○議長 賛成多数でございますので、議案第2号番号3は原案どおり許可相 当とし、意見書をつけ県に進達いたします。
- ○議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- ○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。議案第3号 農地 法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明し ます。

番号1は、大板井地内の田1筆です。一般個人住宅を建築するために 申請があったものです。

#### (図面で場所の説明)

当該申請地は、甘木鉄道の大板井駅から概ね300m以内の区域ですので第3種農地に該当し原則転用できます。また立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

番号2は、三沢地内の畑1筆です。ゴルフコースの植木及び芝の仮植 場に転用するために申請があったものです。

### (図面で場所の説明)

当該申請地は、市街地に近接する区域内で、その規模が概ね10ha 未満であるので第2種農地に該当し、また代替地の検討もなされており ます。よって立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。 なお、番号1と番号2は先月開催しました地区会議において了承を頂 いております。以上で説明を終わります。

- ○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、 事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から 事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。
- ○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。
- ○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。 何かありませんか。

# (質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙 手をお願いします。

### (全員举手)

- ○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、 意見書をつけ県に進達いたします。
- ○議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利 用集積計画の承認について 所有権移転1件を議題といたします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
- ○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。議案第4号農業 経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理 由のご説明を申し上げます。

番号1は八坂地区内の田1筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振 興推進機構から買入れされるものです。

#### (価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました味坂地区会議 に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

- ○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたが、第3 分科会長よりご報告をお願いします。
- ○第3分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化 促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転1件に つきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の 一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。
- ○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。 何かありませんか。

### (質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。
- ○議長 続きまして、議案第5号農村地域工業等導入実施計画に関する意見 について 1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書の7ページをお願いします。それでは議案第5号農村地 域工業等導入実施計画に関する意見についてご説明いたします。

当該農地福童地区の農地70筆です。物流倉庫の設置のため農村地域工業等導入実施計画を策定するのに伴い、小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内で、第1種 農地となりますが、農村地域工業等導入実施計画に基づく工業等導入地 区内において施設を整備する場合は、例外的に許可が可能となります。

先月開催しました小郡地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。なお、申請地番など詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

- ○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので第3 分科会長よりご報告をお願いします。
- ○第3分科会長 ご報告いたします。議案第5号農村地域工業等導入実施計画に関する意見について 事務局からの説明を受け、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。
- ○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。 何かありませんか。

#### (質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をおね がいします。

### (全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認し市に報告いたします。
- ○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして事務局より説明をお願いします。
- ○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。報告第1号 農地 法第18条第6項の規定による届出1件につきまして報告いたします。 番号1は上岩田地内の田1筆で借手の都合による解約です。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何か ご質問はありませんか。

# (質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしま

した。これをもちまして9月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年9月11日(月) 午後 3時 閉会 小郡市農業委員会

署 名 委 員 11番 ⑩

署 名 委 員 13番 ⑩